

税金等の支払いをセルフ化！

『税公金自動収納機』

設置しました。

4月1日より、各種税金などのお支払いを村民の皆さまがご自身で機器を操作し、お支払から領収書のお渡しまでセルフ化（非対面処理）できる、「税公金自動収納機」を役場に設置しました。ぜひ、ご利用ください。

操作に不安がある方は、職員がサポートします。



利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

設置場所 村役場 1階（出納室前）

利用できる納付書

村県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・保育所利用料・延長保育料・公営住宅（家賃・共益）・学校給食費・上下水道料金・その他（各課が発行した専用の納付書）

※お支払いは現金のみ（納付書1枚あたりの支払い上限額は999,999円）

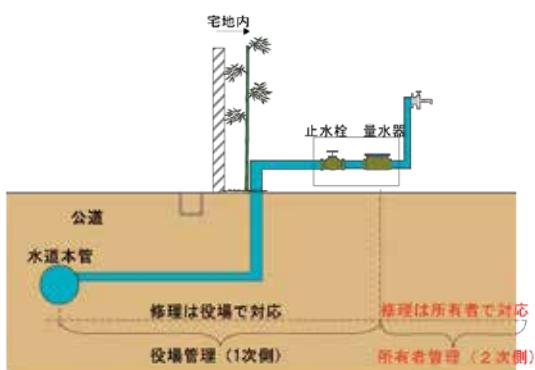
※期限切れの納付書をお持ちの場合は、各担当課にて納付書を再発行したうえでご利用ください。

●役場内にありました「JA おきなわ恩納支店 恩納村役場派出所」は、3月31日をもちまして閉所となりました。

お問い合わせ：出納室 ☎ 966-1208

ご自宅の上水道の管理について

村民の皆様へ、ご自宅の上水道の管理区分についてお知らせします。住宅敷地内（2次側）の管理については、住宅所有者又は使用者の管理になります。役場の管理ではありませんので、ご自身で責任を持って管理してください。アパート、マンション等の居住者で上下水道課と直接契約の無い方は、管理人又は管理会社へお問い合わせください。



・水道メーターで漏水等の確認方法について

全ての蛇口を閉めた状態でもパイロット部分がクルクル回っている場合は、敷地内で漏水の可能性がありますので、恩納村指定給水工事事業者へ連絡し調査を行ってください。なお、調査又は修理費用については自己負担になりますのでご留意ください。

※恩納村指定給水工事事業者については、村ホームページに掲載しています。

お問い合わせ：上下水道課 ☎ 966-1198